

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R7利根川水系氾濫抑制対策検討業務 利根川上流河川事務所管内 R7.10.1～R8.7.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 利根川上流河川事務所長 飯野 光則 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	R7.10.1	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川水系において、堤防防墻による氾濫が発生した際、被害エリアの拡大防止並びに避難及び対策時間の確保に向けて、氾濫流を抑制、誘導、貯留、排水及び遮延させることにより、被害を最小化する氾濫流制御対策の検討及びその対策の実行性を確保するための方策を検討することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、利根川において氾濫時の対応の検討課題を抽出する際に配慮すべき事項について技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R7利根川水系氾濫抑制対策検討業務河川財団・パシフィックコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	20,262,000	20,262,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R7霞ヶ浦水環境対策検討業務 霞ヶ浦河川事務所管内 R7.10.28～R8.6.30 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 霞ヶ浦河川事務所長 中崎 黒 茨城県潮来市潮来3510	R7.10.28	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、北浦の流入負荷抑制対策設置による水質改善効果を評価する手法について技術提案を求めるため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により公募を行ったところ、1者から参加表明及び技術提案書が提出された。 技術提案書を審査した結果、R7霞ヶ浦水環境対策検討業務河川財団・日水コン設計共同体は、本業務を遂行するに必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、R7霞ヶ浦水環境対策検討業務 河川財団・日水コン設計共同体は当該業務の実施にあたり適切と認められたため、契約を行うものである。	24,981,000	24,981,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度斐伊川水系生態系ネットワーク検討業務 出雲河川事務所管内 R7.10.28～R8.8.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 出雲河川事務所長 兒子 真也 島根県出雲市塩治有原町5-1	R7.10.28	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	60133050001887	会計法第29条の3第4項 予算算定及び会計令第102条の4第3号 本業務の実施においては簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程計画・その他、評価テーマに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、当該業者が本業務を適切に遂行できるものと判断し、契約の相手方として特定した。	22,000,000	22,000,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
みなどカメラ機器更新検討業務 東京都港区 R7.11.7～R8.3.19 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高松港清・空港整備事務所長 加藤 訓生 香川県高松市朝日新町1-30	R7.11.7	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。(公募)	14,905,000	14,850,000	99.63%	-	公社	国認定	1者	
亀の瀬地すべり対策事業インフラツーリズム推進検討他業務 自)大阪府柏原市峰地先～至)大阪府柏原市雁多尾畑地先 R7.11.28～R8.11.30 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 細川 晋 大阪府柏原市大正2-10-8	R7.11.27	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に30者から入札説明書等のダウンロードがなされ、2者から参加表明書の提出があり、2者が参加資格を有していた。 参加資格を有する参加表明書提出者の中から2者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、上記業者の提案が他者に比べて、「配置予定技術者の経験及び能力」の資格・実績等、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」のその他、「評価テーマ」の的確性に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	33,979,000	33,979,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
										公財	国認定	1者	
令和7年度博多港船舶航行安全検討業務 福岡県福岡市 R7.12.4～R8.3.23 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 玉石 宗生 福岡県福岡市中央区大手門2-5-33	R7.12.4	(公社)西部海難防止協会 福岡県北九州市門司区港町7-8	5290805003008	会計法第29条の3第4項 本業務は、博多港中央航路浚渫整備に伴う航行安全対策調査専門委員会の航行環境を基本とし、一般航行船舶及び工事作業船相互の安全確保と工事の円滑な遂行を図るべく、学識経験者及び海事関係者等で構成する検討部会を設置し、工事に伴う航行安全対策の検討を行うものである。 本業務を実施するにあたり、博多港における地理的条件や船舶航行実態に精通し、さらに船舶の操船や工事工法、周囲への影響等を踏まえた分析、評価が出来る総合的な知見を有していること。また、技術的、社会的な視点において課題分析が行える豊富な業務実績を有していることが不可欠である。 以上のことから、プロポーザル形式により契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明者においては、配置予定技術者の経験・能力(技術者資格等、業務執行技術力)、発注者の要請に対する的確性・実現性に関する本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案書の提出を求めて、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価したものである。建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人西部海難防止協会が最適であると判断されることから、上記法人と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い、円滑な遂行を図るものとする。	7,260,000	7,260,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	

\*公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。